

新型コロナウイルスに関する注意喚起（第25報）

2020年4月11日（土）

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

第24報で国内便の発着空港についてお知らせしましたが、PNG政府当局による新たな発表によれば、インドネシアとの国境3州（ウェスタン州、東セピック州、西セピック州）及び感染者が確認された州（現時点では東ニューブリテン州）以外の州においては、国内便の運航を許可するとのことです。同発表は4月8日（水）付で即日有効とのことです。未だPNG政府特設ウェブサイト (<https://covid19.info.gov.pg/>) には掲載されていませんが、当館HP (<http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>) に掲載しましたので、ご確認下さい。

※邦人の皆様におかれましては、以下のPNG政府特設ウェブサイト（非常事態下における関連規則等を随時掲載）や各種報道等で最新情報を入手すると共に、手洗い、うがい及び人混みを避ける等の感染予防に努めて下さい。なお、PNG保健省は新型コロナウイルス感染の可能性や症状（発熱、咳、呼吸困難等）がある場合、ホットライン（1800-200）に電話連絡し、滞在していた渡航先及び現在の所在地等を通報し今後の病院での検査等について指示を仰ぐように呼びかけています。

（ご参考）PNG政府特設ウェブサイト：<https://covid19.info.gov.pg/>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話：3211800

国外からは（国番号675）321-1800

E-mail：sceoj@pm.mofa.go.jp

ファックス：323-0153

国外からは（国番号675）323-0153

ホームページ：<http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>